

平成25年度 危険物取扱者保安講習（法定講習）追加講習案内

実施機関 宮崎県

受託機関 一般社団法人宮崎県危険物安全協会

消防法第13条の23に規定する危険物の取扱作業の保安に関する講習を下記のとおり行います。

1 講習の日時及び場所

受付：講習開始 30 分前から

講習日	種別	講習時間	講習会場	所在地・TEL
11月20日(水)	給油取扱所	9:30～12:30	宮崎県技能検定センター (定員 80 名)	宮崎市学園木花台西 2-4-3 Tel(0985)58-1570
	その他	13:30～16:30		

* (注) 給油取扱所 (給油設備によって給油するために危険物を取り扱う取扱所) で従事している者は「給油取扱所」、給油取扱所以外のものは「その他」の区分で受講してください。

2 講習制度及び対象者

消防法第13条の23の規定により、危険物取扱者免状の交付を受け、危険物施設(製造所・貯蔵所・取扱所)において、危険物の取扱に従事している者(危険物保安監督者も含む)は、定められた期間内に受講しなければならない義務があります。定められた受講期限は、原則として(規則第58条の14)

(1) 前回講習を受講した日以降における最初の4月1日から3年以内 (本年度は平成22年度以前受講者が対象)

(2) 危険物の取扱作業に従事した日から、1年以内。

ただし、過去2年以内に講習を受講、又は免状の交付を受けている場合は、免状交付日又はその受講日以降における最初の4月1日から起算して3年以内に受講となります。

* 受講義務者が、受講期限内に受講しないときは、消防法違反となり、**免状の返納**を命じられることがあります。

なお、現在危険物の取扱作業に従事していない方は受講の義務はありません。

3 講習区分

次の種類ごとに講習を行います。

(1) 給油取扱所・・・給油取扱所 (自家給油所も含む) に従事する方の講習

(2) その他(一般)・・・給油取扱所以外の施設に従事する方の講習

4 講習科目及び講習時間

危険物関係法令1時間、危険物の火災予防等2時間の合計3時間です。(テキストは当日配布)

5 受講申請書、手数料及び申請書提出先

(1) 受講申請書の配布場所

(一社) 宮崎県危険物安全協会、各地区危険物安全協会、各消防本部 (危険物係)、各町村役場 (消防係)、
宮崎県総務部危機管理局消防保安課

(2) 申請手数料 (宮崎県収入証紙4, 700円、返信用切手50円)

宮崎県の収入証紙は、宮崎県庁 (本館1階職員互助会)、各地区県税事務所、保健所、警察署、市町村役場(一部)で販売しています。

(3) 受講申請書提出先 (郵送又は持参)

(一社) 宮崎県危険物安全協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社ビル3階 電話0985-22-1868

* 郵送する場合は、封筒のおもてに「申請書〇〇枚在中」と朱記し、簡易書留便等としてください。

6 受講申請受付期間

(1) 平成25年10月1日(火)から平成25年11月8日(金)まで (郵送の場合は、平成25年11月11日(月)の消印まで有効)

(2) 申請書受付後は理由の如何を問わず、申請書及び手数料は一切返却できません。

7 受講票の交付

受講申請書を受理した後、受講票を交付 (郵送) しますので、講習会当日免状に添えて提出してください。

* 受講日の1週間前までに受講票が到着しないときは、当協会までお問い合わせください。

8 講習終了の証明

講習終了の証明は、宮崎県知事が行い受講者の免状に「講習終了」の証印をします。

9 その他

定員 (各80名) になり次第締め切らせていただきますので、早めにお申し込みください。

～申請書の送付先・講習会についての問い合わせ先～

一般社団法人宮崎県危険物安全協会

〒880-0805 宮崎市橋通東2丁目7番18号 宮崎県住宅供給公社ビル3階 Tel.0985-221868